

[事案 24-183] 特約年金支払請求

・平成 25 年 7 月 10 日 和解成立

<事案の概要>

年金の支払該当性について、募集人の誤説明があったことを理由に、年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年に生じた脳性出血による後遺障害を原因として、平成 16 年 12 月に契約した利率変動型積立終身保険の特約にもとづく年金を請求しようと募集人に確認したところ、「診断書における器質性認知症の『見当識障害の有無』の診断が『はい』であれば、年金が支払われる」との説明を受け、そのとおりに請求したが、支払対象外とされた。募集人に誤説明があったので、少なくとも、2 年間分の年金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の提出された総合障害診断書に記載の事項は、年金特約の支払事由に該当しない。
- (2) 募集人は、「診断書の『器質性認知証』項目の見当識障害の有無欄が『はい』であれば支払われる」とは言っていない。「支払われる確率が高くなる」と言っただけである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行ったところ、保険会社より和解案の提示があり、当審査会においても同和解案は相当なものであると判断し、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。